

■ 入会金および会費規程

第1条〔趣 旨〕

この規程は、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(以下「B3リーグ」という)定款第7条に基づく経費の負担(入会金および年会費)に関する事項について定める。

第2条〔入会金及び年会費〕

正会員の入会金および年会費は、次のとおりとする。

B3リーグ会員(以下「B3会員」という)

入会金 3,000,000円

年会費 3,000,000円

第3条〔入会金及び会費の納入〕

入会金および会費は、B3リーグが発行する納付通知書の定める期限までに納入しなければならない。

1. 入会金

- (1) B3会員は、初めてB3会員になったときに(B2会員がB3リーグに降格した場合を含む)、B3リーグに対し、B3リーグが発行する納付通知書の定める期限までに、金300万円の入会金を納入しなければならない。また、納入がない場合は会員とみなされない。
- (2) B3会員がB2リーグに昇格後、初めてB2会員になったときは、当該会員承認から1か月以内に規程第2条に定めるB2会員の入会金750万円を納入しなければならない。
- (3) B3会員がB2リーグに昇格後、降格によりB3会員になったときは、入会金を納入することを要しない。

2. 会費

B3会員は、シーズン毎に、300万円の会費(年会費)をB3リーグが発行する納付通知書の定める期限までに納入しなければならない。

3. 入会金および会費は、B3リーグ口座に払い込むものとする。なお、入会金および会費はいかなる理由があっても、これを返還しない。

第4条〔改 廃〕

この規程の改廃は、総会の決議によらなければならない。

〔制 定〕

平成28年9月16日